

市発注工事に係る下請契約の適正化を図るための指針

建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の適正な施工を確保することは、市民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保することはもとより、社会資本の充実と公共の福祉の増進に寄与し、ひいては建設産業の健全な発展を図るという社会的要請にもこたえるものである。

建設工事は、各種工事の組み合わせにより総合的に施工されるものであるから、工事の内容、規模によっては下請による施工が不可避であることが少なくないが、元請負人及び下請負人は工事の適正かつ効率的な施工を確保するため、対等な協力関係の下それぞれの分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすとともに、合理的な元請・下請関係を確立する必要がある。

また、元請負人及び下請負人は、工事の施工に当たり関係法令を遵守することはもちろんのこと、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善を図ることが肝要である。

以上のような趣旨から高知市（以下「市」という。）が発注する建設工事に係る下請契約の適正化を図るための指針を定める。

（目的）

第1条 この指針は、高知市発注工事に係る下請契約の適正化に関する要綱（平成21年 月 日制定）第2条の規定に基づき、法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省経構第2号建設省建設経済局長通知。以下「指針」という。）を基本としながら、市が発注する建設工事を施工するに当たって元請負人及び下請負人が講ずるべき措置について必要な事項を定めるものである。

（法第1条・第2条、適正化法第1条、指針第1関係）

（定義）

第2条 この指針において「元請負人」とは、市から直接工事を請け負った者（以下「直接元請負人」という。）はもちろんのこと、工事が数次の下請契約により行われる場合はそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。

2 この指針において「下請負人」とは、下請契約における請負人をいい、工事が数次の下請契約により行われる場合は、直接元請負人からその工事を請け負った者はもちろん、それに続くすべての下請契約における請負人をいう。

（法第2条第5項関係）

（一括委任又は一括下請負等の禁止）

第3条 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下及び受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有することから、元請負人は、請け負った工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、不必要な重層下請は同様に種々の弊害を有するので、行ってはならない。

（法第22条第1項・第2項、適正化法第12条・第13条、指針第5(2)関係）

（下請負人の選定）

第4条 元請負人は、下請施工をさせるに当たっては、その工事の施工に関し法の規定を満たす者であることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況及び下請負人との取引の状況等を総合的に勘案してできる限り

地元業者を優先し、優良な業者を選定するものとする。

(適正化法第3条, 指針第5(4)関係)

(下請契約の締結等)

第5条 元請負人及び下請負人は、契約の締結に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関しできる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けること。

(法第20条関係)

(2) 契約は、次の内容を備えた書面により締結すること。

ア 工事内容

イ 請負代金の額

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

キ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

サ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

シ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(法第19条第1項, 指針第4(1)ア関係)

(3) 元請負人及び下請負人は、対等な立場で十分協議を行い、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

(法第24条の2, 指針第4(1)イ関係)

(4) 請負代金は、契約内容達成の対価であるとの認識の下、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとし、消費税相当分を計上すること。

(法第19条の3, 指針第4(1)ウ関係)

(5) 請負代金は、適正な労務賃金の支払が確保できるものとし、労務賃金が最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づく最低賃金を下回ることのないように決定すること。

(法第19条の3, 最低賃金法第4条, 指針第4(1)エ関係)

(6) 請負代金は、見積り及び協議を行う等適正な手順により決定すること。

(法第19条の3, 指針第4(1)エ関係)

(7) 元請負人は、下請契約の締結後、正当な理由なく請負代金の減額を行う等、自己の取引上の地位を不当に利用しないこと。

(法第19条の3, 下請法第4条第1項第3号, 指針第4(1)オ関係)

下請代金支払遅延等防止法

- (8) 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害さないこと。

(法第 19 条の 4 関係, 下請法第 4 条第 1 項第 6 号)

- (9) 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

(法第 24 条の 4 第 1 項関係)

- (10) 元請負人は、完成を確認するための検査を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、引渡しについて、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日以内の一定の日とする旨の特約がある場合を除く。

(法第 24 条の 4 第 2 項関係)

(下請契約締結の報告)

第 6 条 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、当該契約締結の日から 14 日以内に下請負人選定・下請施工通知書及び前条第 2 号に掲げる書面の写しを工事課監督職員に提出しなければならない。

(工事請負契約書第 7 条 (契約保証金免除タイプは第 6 条) 関係)

(下請代金の支払等)

第 7 条 元請負人は、下請代金の支払等については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、「元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合」及び「下請負人が施工した出来形部分」に相応する下請代金を元請負人が支払を受けた日から 1 か月以内で、かつ、できる限り短い期間に支払うこと。

(法第 24 条の 3 第 1 項, 指針第 4(2)ア関係)

- (2) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

(法第 24 条の 3 第 2 項, 指針第 4(2)イ関係)

- (3) 元請負人が特定建設業者である場合は、下請契約(下請負人が特定建設業者又は資本金が 4,000 万円以上の法人である者を除く。)における下請代金の支払期日は、元請負人が当該工事に係る支払を受けたか否かにかかわらず、第 5 条第 10 号の引渡しの申出の日(同号ただし書の場合にあっては、その一定の日)から起算して 50 日以内において、かつ、できる限り短い期間内において定めること。なお、この規定に違反して支払期日が定められたときは引渡しの申出の日から起算して 50 日を経過する日が、また、下請代金の支払期日が定められなかったときは引渡しの申出の日がそれぞれ下請代金の支払期日と定められたものとみなすものとし、本項による支払期日まで当該下請代金の支払をしなかったときは、支払期日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に 14.6% を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

(法第 24 条の 5, 下請法第 2 条の 2, 指針第 4(2)ア関係)

- (4) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合は、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。

(法第 24 条の 3, 指針第 4(2)イ関係)

- (5) 手形期間は、90 日以内で、できる限り短い期間とし、事情がある場合があっても

120 日を超えないようにすること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

(法第 24 条の 5 第 3 項, 下請法第 4 条第 2 項第 2 号, 指針第 4(2)ウ関係)

- (6) 下請負人に対して建設工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合には, 下請代金の支払期日前に当該資材の代金を支払わせないこと。

(法第 19 条の 4, 下請法第 4 条第 2 項第 1 号, 指針第 4(2)オ関係)

- (7) 元請負人は, 下請負人が倒産又は資金繰りの悪化等により, 下請工事の施工に関わる建設労働者等の関係者に対して請負代金及び賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう下請負人に対して十分指導すること。

(施工体制台帳の提出)

第 8 条 直接元請負人は, 契約金額が 3000 万円(建築一式工事の場合においては, 4500 万円)以上の下請契約を締結した場合には, すべての下請負人を把握するとともに下請負人の名称, 下請工事の内容及び工期を記載し下請契約書の写し等を添付した施工体制台帳(施工体系図を含む。)を作成の上, 工事課監督職員に提出しなければならない。

(法第 24 条の 7, 適正化法第 13 条第 1 項, 指針第 5(1)関係)

(雇用管理等)

第 9 条 直接元請負人は, 下請契約により定められた事項を適正に履行するよう指導, 助言その他の援助を行うとともに, 適正な工程管理の実施, 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号), 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)及び労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)の遵守, 労働保険料の適正な納付等の措置を講じるものとする。

また, 直接元請負人以外の元請負人は, 上記の指導, 助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(指針第 6 関係)

(勤労者退職金共済機構への加入等)

第 10 条 勤労者退職金共済機構への加入並びに証紙の購入及び共済手帳への貼付について, 次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 直接元請負人は, 勤労者退職金共済機構に加入するとともに, その建設業退職金共済制度の対象となる労働者すべてについて証紙を購入し, 当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

(指針第 6 関係)

- (2) 直接元請負人は, 建設業退職金共済掛金収納書届を工事契約締結の日から 1 か月以内に市担当部署に提出すること。なお, 期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては, あらかじめその事由及び証紙購入予定をあわせて申し出ること。

(指針第 6 関係)

- (3) 直接元請負人は, 下請負人(二次以下の下請負人を含む。以下同じ。)に対して建設業退職金共済制度の趣旨を説明し, 下請負人が雇用する本制度の対象労働者数及びその延べ就労日数を的確に把握するとともに, これらの対象労働者について必要となる証紙をできるだけ一括して購入し, 現物により下請負人に交付すること。ただし, 現物交付が困難な場合は, 共済掛金相当額を下請代金中に算入すること。

(指針第 6 関係)

(資材業者等の保護)

第 11 条 元請負人は, 下請負人のほか, 資材業者, 建設機械又は仮設機械リース業者, 保安業者等に対しても本指針における下請負人の保護の規定に準じて適正に処置すること。

(指針第 4(2)関係)

(工事事務防止等)

第 12 条 元請負人及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、保安要員の適正配置、地下埋蔵物に対する取扱いの配慮及び従業員の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるとともに、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払うこと。

(紛争の解決)

第 13 条 元請負人と下請負人との間において、請負契約に関する紛争が生じた場合は、両者は速やかに紛争の解決に全力をあげることを。

2 前項によっても紛争の解決ができなかった場合には、高知県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

（法第 25 条，建設工事標準下請契約約款第 41 条関係）

3 前項のあっせん又は調停によっても紛争の解決ができなかった場合には、当該紛争の当事者双方とも審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

（法第 25 条，建設工事標準下請契約約款第 42 条関係）

附 則

この指針は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。